

○佐賀県警察柔道及び剣道の段級位審査に関する訓令

平成元年 4 月 28 日

本部訓令第 6 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、佐賀県警察職員（以下「警察職員」という。）の警察柔道及び警察剣道（以下「柔剣道」という。）の段級位審査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審査の範囲)

第 2 条 この訓令による柔剣道の段級位審査は初段から 5 段まで、級位は 3 級から 1 級までとする。

(委員会の設置)

第 3 条 段級位の審査を公正に行うため、佐賀県警察本部（以下「本部」という。）に佐賀県警察柔剣道段位審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第 4 条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、警察本部長（以下「本部長」という。）がこれに当たり、副委員長には警務部長を、委員には本部教養課（以下「教養課」という。）長、警察学校長並びに術科指導官、柔道師範及び剣道師範のほか、柔道にあつては 5 段以上、剣道にあつては教士以上を有する警察職員の中から本部長が任命する者をもって充てる。

3 委員長は必要により、審査資格を有する警察部外の柔道及び剣道関係者を委員として委嘱することができる。

4 委員会の庶務は、教養課において行う。

(審査の種別等)

第 5 条 段級位の審査は、試験及び推薦の 2 種とし、何れも年 1 回これを行う。ただし、必要により随時これを行うことができる。

2 前項の審査を行う場合において、実施期日及び必要事項については、委員長がその都度指定する。

(試験審査の科目)

第 6 条 段級位審査は、学科試験、試合稽古及び形とし、その内容は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

(合否の基準)

第7条 試験審査による合格の基準は、次のとおりとする。

- (1) 学科試験は100点満点とし、60点以上を得た者を合格とする。
- (2) 試合稽古及び形は、委員の投票によるものとし、その基準は別表第3のとおりとする。

(推薦審査)

第8条 推薦による段級位審査は、委員会において柔剣道による功労が顕著であり、かつ、特に技能が優秀であると認められる者に対して、書面審査によりこれを行う。

(受審の資格)

第9条 段位の審査を受けようとする者は、次に掲げる者でなければならない。ただし、所属長が推薦した技能優秀者で委員会の承認を受けた者についてはこれによらないことができる。

(1) 柔道

- 初段 1級を取得している者
- 2段 初段を取得してから1年以上経過している者
- 3段 2段を取得してから2年以上経過している者
- 4段 3段を取得してから3年以上経過している者
- 5段 4段を取得してから4年以上経過している者

(2) 剣道

- 初段 1級を取得している者
- 2段 初段を取得してから1年以上経過している者
- 3段 2段を取得してから2年以上経過している者
- 4段 3段を取得してから3年以上経過している者
- 5段 4段を取得してから4年以上経過している者

2 級位の審査の資格については、別に定める。

(審査の申請)

第10条 段級位審査を受けようとする者は、別記様式第1号の審査申請書を、所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、前項の審査申請書を受理したときは、別記様式第2号の審査申請書名簿を審査日の10日前までに委員長に提出しなければならない。

(認定証書の交付等)

第11条 委員長は、審査に合格した者に対して、別記様式第3号の認定書を交付するものと

する。

- 2 認定した段位は、本人の希望により、柔道の段位にあつては佐賀県柔道協会を通じて講道館に、剣道の段位にあつては佐賀県剣道連盟を通じて全日本剣道連盟に、剣道の級位にあつては佐賀県剣道連盟にそれぞれ推薦するものとする。

(段級位の表示)

第12条 有段者及び無段者の表示は、次に掲げる区分によるものとする。

(1) 柔道

有段者 黒帯

無段者 白帯

(2) 剣道

有段者 黒または紺の面ひも

無段者 白の面ひも

(他の機関の行った段級審査の効力)

第13条 講道館、全日本剣道連盟又は他の警察機関が認定した段級位を有する者は、この訓令に定める段級位の認定を受けたものとみなす。

(雑則)

第14条 審査の実施に関し必要な細目事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成元年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1

級位審査の内容

	柔道	剣道
3級	1 礼法 2 受身 3 投技（大外刈、背負投） 4 乱取	1 礼法 2 構え方、体の運用 3 単一技 4 素振り、打ち込み面
2級	1 礼法	1 礼法、着装

	2 受身 3 投技（大外刈、背負投、大腰） 4 乱取 5 寝技、関節技及び絞め技 6 試合	2 単一技、連続技 3 切り返し、掛り稽古 4 試合
1級	同上	同上
備考	1 試合は、原則として3人1組のリーグ戦によって行うものとする。 2 学科試験及び形は行わないことができる。 3 剣道3級の審査は、防具を付けないで行うものとする。	

別表第2

段位審査の科目別内容

	柔道			剣道		
	学科	試合稽古	形	学科	試合稽古	形
初段	基礎的な知識	同段者との試合の成績	投の形	基礎的な知識	同段者との試合の成績	太刀三本
2段	についての筆記試験		投の形	についての筆記試験		太刀五本
3段						
4段	指導員としての必要な知識	同上	極の形	指導員としての必要な知識	同上	太刀七本
5段	について筆記試験	指導員としての技術の体得度合	極の形 護身術	について筆記試験	指導員としての技術の体得度合	小太刀三本

別表第3

委員数及び合否決定基準

	委員数	合格得票数
3級	3人(1)	合（2票以上）
2級		
1級		
初段	5人(1)	合（3票以上）
2段		
3段		
4段	7人(1)	合（5票以上）

5段		
備考	(1) 委員数欄の（ ）内は、師範の数で内数とする。 (2) 「合」は受検段級位の合格基準に達していると認められるもの、「否」は合格基準に達していないと認められるものとする。 (3) 審査員は受検者一人について、「合」又は「否」のいずれかの投票を行うものとする。	

別記様式第1号

年 月 日			
警 視(正) 課、隊、校、署長			
課、隊、校、署 係 階級 (身分) 氏 名 印			
道 段 審査申請書 級			
下記のとおり申請します。			
記			
① 試 験 審 査		② 推 薦 審 査	
フ リ ガ ナ 氏 名	階 級 (身分)	係 名	現段級位 取得年月日 現 段 級 位 取 得 県 名
年 月 日			講道館 段位 全剣連 段位 警察柔道 段位 警察剣道 段位 取得府県 名

別記様式第2号

年 月 日

佐賀県警察柔剣道段級位審査委員長 殿

課、隊、校、署長 印

柔剣道段級位審査(試合、推薦)申請者名簿

No.	申請級位	現 段 級 位 取 得 年 月 日 (経過年数)	階級・氏名 (生年月日)	略 歴 又 は 功 勞 の 概 要	備 考
		年 月 日 年 月			
		年 月 日 年 月			
		年 月 日 年 月			
		年 月 日 年 月			

別記様式第3号

認 定 書		
階級（身分）	氏 名	生年月日
警察柔道剣道	段（級）を認定する。	
年 月 日		
佐賀県警察柔剣道段級審査委員会		
委員長 氏 名 印		

別記様式第 1 号

別記様式第 2 号

別記様式第 3 号